

令和元年度末に退職される方の退職後の健康保険について

任意継続組合員の 加入申出を受け付けます

令和2年3月31日
退職の方が
対象です!

令和2年3月31日付けで退職する方のうち、**再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員」へ加入を希望する方で、「事前受付期間」に申出されなかった方**については、下記の期間に窓口にて申出を受け付けます。

加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。

詳細については、2月下旬に所属所長（学校長）宛てに通知しますので、所属所の事務担当者にご確認ください。

受付期間

令和2年 4月1日(水)から4月20日(月)まで

事前に所属所へ「任意継続組合員加入申出書」を届出し、所属所の受理を受けてください。

受付方法

窓口にて受付します。所属所で受理された申出書を**組合員本人が持参し来庁してください。**
交換便・郵便での受付はできませんのでご注意ください。

受付場所・受付時間

都庁第二本庁舎 14階南側 公立学校共済組合東京支部 資格担当窓口
土・日を除く 午前9時から正午まで／午後1時から4時30分まで

任意継続組合員とは？

退職日まで引き続き1年1日以上組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出て、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

申出ができない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

- 再任用フルタイム勤務で働く方※
- 再任用短時間勤務、日勤講師等で働く方、
民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方
時間講師や民間企業のパート勤務でも、一定の条件を満たす場合健康保険に加入することがあります。
- 家族の健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方
平成31年3月31日以前に共済組合の組合員となった方が申出の対象です。

※退職後、再任用フルタイム勤務で働く方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となります。手続は不要です。



**ご注意
ください!**

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826